

接続約款変更認可申請書



西相制第 143 号
平成 24 年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成24年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略)			
2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	417,917 円	—
2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	138,231 円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	187,096 円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	223,267 円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	252,837 円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	278,852 円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	301,822 円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,760 円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	342,175 円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	360,066 円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	376,942 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	510,668 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	609,865 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	691,799 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	762,562 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	826,217 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	884,286 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,785 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	987,730 円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,034,629 円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,406,630 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,684,697 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,916,557 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,118,967 円		

新			
料金表			
第1表 接続料金			
第1 網使用料			
2 料金額			
2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略)			
2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能			
2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額			
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	371,250 円	—
2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額			
都道府県の区域ごとに月額			
区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	129,618 円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	175,489 円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,464 円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	237,252 円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	261,710 円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	283,313 円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	303,013 円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	321,284 円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	338,129 円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	354,022 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	480,116 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	573,853 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	651,412 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	718,502 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	778,930 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	834,124 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	885,036 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	932,616 円		
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	977,342 円		
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,333,712 円		
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,602,052 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,827,091 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,024,531 円		

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,300,559 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,467,425 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,621,598 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,766,124 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,903,033 円

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,462 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,366,593 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,518,828 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,662,022 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,798,079 円

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,046 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	316,864 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	378,201 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,367 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	472,519 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	511,515 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,075 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	580,056 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,460 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	639,145 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,709 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,035,845 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,175,765 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,296,783 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,405,770 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,505,306 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,597,109 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,682,897 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,763,530 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,405,738 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,888,985 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,294,040 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,649,259 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,969,248 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,264,320 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,537,910 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,795,174 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,039,549 円		

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,799 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,824 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,137 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,200 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,743 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,555 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	502,213 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,505 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,432 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,783 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	795,878 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	951,357 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,027 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,191,350 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,634 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,245 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,467,760 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,546,755 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,621,019 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,213,058 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,659,227 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,033,643 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,362,327 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,658,683 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,932,172 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,185,949 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,424,745 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,651,714 円		

2 - 7 - 2 - 1 2 (略)

2 - 7 - 2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。) を利用した交換及び伝送を行う機能 (S I P サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A N インタフェースにより 1 Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける 1 I P 通信網収容装置ごとに月額	2,178,393円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。) を利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。)	1 ポートごとに月額	6,541,667円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	0.92732円	_____
		1 秒ごとに	0.024371円	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。) を利用した交換及び伝送を行う機能 (S I P サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A N インタフェースにより 1 Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける 1 I P 通信網収容装置ごとに月額	1,926,143円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。) を利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。)	1 ポートごとに月額	4,708,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティ ング伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.1068円	_____
		1 秒ごとに	0.021174円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。